

平成29年度 子供・若者自立等支援に関する都の取組について

これまでの主な取組

- 「東京都子供・若者支援協議会」の設置 平成26年3月 (根拠法令：子ども・若者育成支援推進法第19条)
→ 福祉、保健・医療、矯正・更生保護、教育、雇用等の関係機関による若者支援ネットワークを構築
- 「東京都子供・若者計画」の策定 平成27年8月 (根拠法令：子ども・若者育成支援推進法第9条)
→ 子供・若者の育成支援に関わる施策を一覧化して都の取組の現状を示すとともに、今後の施策の一層の推進を図るために策定。計画期間は、平成27～31年度

今年度の事業展開

- ① 東京都若者総合相談「若ナビ」 (平成21年度事業開始)
・18歳以上の若者を対象とした、電話・メールによる相談を実施
- ② 非行少年等立ち直り支援ワンストップセンター「ぴあすぼ」
・非行歴のある若者等への相談対応を実施

<今年度からの新たな取組>

- 東京都若者総合相談センターを開設 ※①と②を統合し、拡充
・来所相談を開始(若者やその家族等を対象)
⇒若者本人の属性や抱える課題等を把握するとともに、東京都子供・若者支援協議会のネットワークも活用し適切な支援につなぐ

- ⑤ 東京都子供・若者支援協議会
・関係機関・団体が連携して効果的かつ円滑に子供・若者への支援を実施するため、代表者会議を実施

<今年度からの新たな取組>

- ・構成員に区、市の代表者(部長級)を追加
- ・連絡調整部会を設置し、支援事例の共有等により、支援機関の連携を強化 ※①、②、③の連絡会議を統合

- ③ 東京都ひきこもりサポートネット (平成16年度事業開始)
・ひきこもりの本人や家族を対象とした、電話・メールによる相談、訪問相談(区市町村が一次受付)を実施

<今年度からの新たな取組>

- ・区市町村におけるケース検討会議を通じた専門的ノウハウの還元
- ・ひきこもりサポーターの養成 ※区市町村で活用が可能

- ④ 東京都若者社会参加応援事業 (平成23年度事業開始)
・都の「ひきこもり等の若者支援プログラム」に沿って支援事業を実施

- ⑥ 子供・若者自立等支援体制整備事業 (平成23年度事業開始)
・区市町村における支援体制の整備を図るため、財政支援を実施
補助対象：子ども・若者支援地域協議会の設置、子ども・若者計画の策定、子供・若者に対する相談体制や支援事業の整備

- ⑦ 普及啓発、人材育成等
・ひきこもりに関する講演会・合同相談会 ※ひきこもりの若者・家族等
- ・地域支援者向け講習会 ※民生・児童委員、青少年地区委員等
- ・区市町村職員向け研修 ※区市町村の関係部署職員等

今後の方向性

都と区市町村が一体となって、
地域の実情に応じた支援のネットワークを構築し、社会的自立に困難を有する子供・若者等への切れ目のない支援の充実を図る。